



赤ちゃんも安心の  
食用色素で染めあげました。

# フードカラー

食品衛生法に基づいて食品添加物に指定されている「食用色素」(厚生労働大臣、製品検査合格証付き)での染色は困難とされてきました。この度独自に開発した染色加工技術により、染色堅牢度もクリアすることに成功。乳幼児などが口に加えても安心なタオル製品が完成しました。さらに、柔軟仕上げ剤も砂糖から作られるシュガーエステルの成分を利用、より一層の安全性を追求しました。



フードカラーに用いる食用色素は、おもにケチャップ、ジャム、ゼリー、キャンディー、沢庵、飲料水や各種製剤の着色に使用されているもので、食品添加物としての安全性を確認するために、急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性の毒性試験をクリアしている極めて安全性の高いものです。

●上記、記載の案内文を販売用文語に直接引用した場合、薬事法に抵触する恐れがありますので充分注意して下さい。

---

お問い合わせは